

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日か、
その翌日の翌日)

目次

◇規 則 鳥取県海面漁業調整規則
鳥取県内水面漁業調整規則

鳥取県海面漁業調整規則をここに公布する。
昭和四十年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十六号

鳥取県海面漁業調整規則

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 漁業の許可及び起業の認可(八条―第三十二条)
- 第三章 漁業取締り及び水産資源の保護培養(第三十三条―第六十一条)
- 第四章 罰則(第六十二条―第六十五条)
- 附 則
- 第一章 総 則
- (目的)
- 第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十条第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四十条第一項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保

護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八十四条第一項に規定する海面に適用する。

(代表者の届出)

第三条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、様式第一号による届書を知事に提出してしなければならない。

(漁業権行使規則等の認可の申請)

第四条 漁業法第八条第四項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第二号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

(漁業権の設定の免許の申請)

第五条 漁業法第十条の規定による漁業権の設定の免許の申請は、様式第三号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第六条 小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

| 小型機船底びき網漁業の種類 | 地 方 名 称 |
|---------------|--------------------|
| 手 繰 第 一 種 漁 業 | 機船手繰網漁業 |
| 手 繰 第 二 種 漁 業 | えびけた網漁業 自家用餌料びき網漁業 |

| | |
|-----------|--------------------|
| 手繰 第三種 漁業 | 貝けた網漁業 なまこけた網漁業 |
| 打 瀬 漁 業 | ころがい網漁業 |

(申請又は届出の方法)

第七条 漁業法及びこの規則の規定により知事に申請し、又は届け出ようとする者で、県内に住所を有するものはその住所の所在する市町村の長を経由して、県外に住所を有するものはその住所の所在する都道府県の知事の副申書を添えて申請し、又は届け出なければならぬ。

第二章 漁業の許可及び起業の認可

(漁業の許可)

第八条 漁業法第六十六条第一項に規定する漁業のほか、次の各号に掲げる漁業を営もうとする者は、第一号から第四号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとと知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいて営む場合は、この限りでない。

- 一 小型まき網漁業(ぬいきり網漁業及びしばり網漁業を含み、総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。以下同じ。)
- 二 まき刺網漁業(狩刺網漁業を含む。)
- 三 機船船びき網漁業(第九号に掲げるものを除く。)
- 四 ごち網漁業
- 五 しいらつけ漁業
- 六 げんしき網漁業
- 七 敷網漁業
- 八 三重網漁業(二重網を使用するものを含む。)

九 かつら網漁業

十 きすこぎ刺網漁業

十一 小型定置漁業

十二 潜水器漁業(簡易潜水器を使用するものを含む。以下同じ。)

(漁業の許可の申請)

第九条 漁業法第六十六条第一項及び前条の規定による漁業の許可(以下「漁業の許可」という。)を受けようとする者は、漁業法第六十六条第一項に規定する漁業にあつては船舶ごとに、前条第一号から第四号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに様式第四号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2 漁業法第六十六条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度並びに第二十三条第一項の規定により漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度が定められた漁業(以下「定数漁業」という。)に係る前項の許可の申請は、知事が別に定める期間中にしなければならない。ただし、第十九条第一項、第二十五条及び第二十六条第一項の規定による許可を申請する場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の規定により期間に定めるときは、これを公示するものとする。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において必要があるときは、漁業の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

5 定数漁業の許可の申請をした者が当該申請について許可又は不許可の

処分があるまでの間に死亡し、又は合併により解散したときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）又は当該合併後存続する法人若しくは当該合併によつて成立した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

6 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(漁業の許可の有効期間)

第十条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十五条又は第二十六条第一項の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきいて、第一項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第十一条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に様式第五号による許可証を交付するものとする。

(漁業の許可の内容の変更の許可)

第十二条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（漁業法第六十六条第一項に規定する漁業及び第八条第一号から第四号までに掲げる漁業（以下「船舶ごと」に許可を要する漁業」という。）にあつては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ）、船舶の総トン数及び馬力数、操業区域並びに操業期間をいい、そ

の他の漁業にあつては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）を変更しようとするときは、様式第六号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があつた場合にこれを準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十三条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係る事項を除く。）に変更を生じたときは、すみやかに様式第七号による書換え交付申請書により許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十四条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに様式第八号による再交付申請書により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十五条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

一 第十二条の許可（船舶の総トン数又は馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

二 第十三条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十七条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第三十条第一項の規定により、漁業の許可についてその内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第十六条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。

3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前二項の手続きをしなければならない。

(起業の認可)

第十七条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業について知事の認可を受けることができる。

2 起業の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに様式第四号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

3 第九条第二項から第六項までの規定は、前項の認可の申請にこれを準用する。

(起業の認可の変更の許可)

第十八条 起業の認可を受けた者は、その起業の認可につき漁業の許可の内容となるべき事項を変更しようとするときは、様式第九号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があつた場合にこれを準用する。

第十九条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、その申請の内容が当該起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

(漁業の許可又は起業の制限又は条件)

第二十条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることができる。

(漁業の許可又は起業の認可をしない場合)

第二十一条 知事は、次の各号の一に該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしないものとする。

- 一 申請者が次条に規定する適格性を有する者でないとき。
- 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがあるとき。

三 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。

2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により漁業の許可又は起業の認

可をしないときは、あらかじめ鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくとともに当該申請者による理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 知事は、第一項第三号の規定により漁業の許可又は起業の認可をしないときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(漁業の許可又は起業の認可についての適格性)

第二十二條 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであるとしても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

(漁業の許可及び起業の認可をする数の最高限度)

第二十三條 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第八條各号に掲げる漁業につき及び漁業法第六十六條第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができ、船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により最高限度を定めようとするときは、あらかじめ鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

3 知事は、第一項の規定により最高限度を定めるときは、これを公示するものとする。

4 前二項の規定は、第一項の規定により定めた最高限度を変更する場合にこれを準用する。

(申請が定数をこえる漁業の許可又は起業の認可の基準)

第二十四條 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が漁業法第六十六條第三項の規定による知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度並びに前条第一項の規定による漁業の許可又は起業の認可をすることができる数の最高限度(以下「定数」という。)をこえる場合には、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可及び起業の認可の基準を定め、これに従つて漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため定数漁業への転換を図ること。

二 定数漁業の従事者が定数漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば定数漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第九條第三項(第十七條第三項において準用する場合を含む)の規定により公示した漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその船舶に代わる船舶であつてその総トン数及び馬力数が当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数をこえないもの)についてし

た申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に對して、他の申請に優先して漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をすれば、当該漁業の定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次の各号に掲げる事項を勘案して漁業ごとに漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従つて漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 当該漁業の操業状況
二 各申請者が当該漁業に依存する程度
三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(漁業の許可又は起業の認可の特例)

第二十五条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号の一に該当する場合で、申請の内容が従前の漁業の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第二十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請したとき。

二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈

没したため、滅失又は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る。)に他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請したとき。

第二十六条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は合併以外の理由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号の一に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第二十一条第一項各号の一に該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共に同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これに準ずる場合

二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に知事が定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 漁業の許可又は起業の認可を申請した者が、漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて別に知事が定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 定数漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第二号の規模若しくは同項第三号の漁業を定め、又はこれらを変更しようとするときは、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

(相続又は合併)

第二十七条 漁業の許可又は起業認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を知事に届け出なければならぬ。

(漁業の許可又は起業の認可の取消し)

第二十八条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十二條に規定する適格性を有するものでなくなったときは、その漁業の許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の取り消しをする場合にこれを準用する。

第二十九条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間休業したときは、その許可を取り消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき理由による場合を除き、次条第一項若しくは第五十二条の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一

項の規定に基づく指示若しくは同条第七項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の休業の期間に算入しない。

3 第二十一条第二項の規定は、第一項の取り消しをする場合にこれを用する。

(漁業調整等のための漁業の許可又は起業の認可の変更等)

第三十条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可又は起業の認可について、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業の停止を命ずることができ

る。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る漁業の許可の全部について行なうことができる。

4 第二十一条第二項の規定は、第一項及び第二項の処分をする場合にこれを準用する。

(漁業の許可又は起業の認可の失効)

第三十一条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十七条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 次の各号の一に該当する場合は、船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したと

き。

二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

(休業の届出)

第三十二条 漁業の許可を受けた者が一漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め定め、あらかじめ知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により休業の届出をした者は、前項の休業中の漁業に就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならぬ。

第三章 漁業取締り及び水産資源の保護培養

(許可証の携帯義務)

第三十三条 漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可に係る漁業を操業するときは、第十一条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならぬ。

(許可証の譲渡等の禁止)

第三十四条 漁業の許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示等)

第三十五条 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両側の中央部の見やすい場所に、別表に定めるところにより当該漁業の許可に係る許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該漁業の許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(漁業の許可の内容に違反する操業の禁止)

第三十六条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容に違反して当該漁業を営んではならない。

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十七条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)

第三十八条 次の表の上欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

| 水産動植物の種類 | 禁 止 期 間 |
|-----------|----------------|
| て ん ぐ さ | 一月一日から六月五日まで |
| えごのり(いぎす) | 五月一日から七月二十日まで |
| あ ゆ | 一月一日から五月二十五日まで |

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第三十九条 中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地燈台と島根県美保町去ルカ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地燈台と島根県美保町去ルカ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。）において、次の表の上欄に掲げる漁具は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを使用してはならない。

| 漁具の種類 | 禁止期間 |
|------------------------|----------------|
| ころがい網（動力漁船で使用するものを除く。） | 四月一日から五月三十一日まで |
| 網目一・八センチメートル以内の網 | 四月一日から八月三十一日まで |

(敷長等の制限)

第四十条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

| 水産動物の種類 | 大 | き | さ |
|-----------|----|------------|---|
| あさり及びはまぐり | 殻長 | 三センチメートル以下 | |
| さざえ | 殻高 | 五センチメートル以下 | |
| あわび | 殻長 | 九センチメートル以下 | |

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁業の禁止)

第四十一条 次の各号に掲げる漁業は、営んではならない。

一 空釣こぎ漁業

二 沖縄式追込網漁業

(漁具又は漁法の禁止及び制限)

第四十二条 水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

第四十三条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならぬ。

| 漁具の種類 | 範囲 |
|-------------------|---|
| 目を採捕することを目的とするけた網 | けた幅 二メートル以下 |
| えびけた網 | ビームの長さ 八メートル以下 |
| 自家用餌料びき網 | ビームの長さ 七メートル以下（西伯郡阿弥陀川河口中央と島根県地蔵崎とを結ぶ線以東の海域（以下「東部海域」という。）に限る。） ビームの長さ 五メートル以下（東部海域以外の海域に限る。） |

(非漁民等の漁具又は漁法の制限)

第四十四条 漁業者が漁業を含むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合を除き、次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

一 竿釣及び手釣

二 たも網及びびさ手網

三 投網

四 やす及びは貝

五 歩行徒手採捕

(禁止区域)

第四十五条 次の表の上欄に掲げる漁業は、それぞれ同表下欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。

| 漁業の種類 | 禁 止 区 域 |
|---------------------------------|--|
| 中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン未満のものを除く。) | 最大高潮時海岸線から一万五千メートル以内の海域 |
| 中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン以上のものを除く。) | 最大高潮時海岸線から七千五百メートル以内の海域 |
| 小型まき網漁業(とびうおまき網漁業及びぼらまき網漁業を除く。) | 東部海域にあつては最大高潮時海岸線から二千メートル以内、東部海域以外の海域にあつては鳥取県地先における最大高潮時海岸線から四千メートル以内の海域 |
| えび け た 網 漁 業 | 東部海域以外の海域のうち鳥取県地先における最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域 |
| こ ろ が い 網 漁 業 | 最大高潮時海岸線から千五百メートル以内の海域 |

(河口附近における採捕の制限)

第四十六条 次の表の上欄に掲げる河川の河口附近で同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

| 河川の名称 | 区 域 | 禁 止 期 間 |
|-------|-----------------------------------|------------------|
| 千 代 川 | 河口中央から沿岸左右百四十メートルの間の沖合八十メートル以内の海域 | 三月三十一日から五月三十一日まで |
| 天 神 川 | 河口中央から沿岸左右百四十メートルの間の沖合八十メートル以内の海域 | 三月三十一日から五月三十一日まで |
| 日 野 川 | 河口中央から沿岸左右百四十メートルの間の沖合八十メートル以内の海域 | 三月三十一日から五月三十一日まで |

(しいらっけ漁業の保護区域)

第四十七条 しいらっけ漁業の許可を受けた者以外の者は、しいらっけ漁

業のつけ木の周辺百メートル以内の区域においては、しいらを採捕し、若しくは散逸し、又は他に誘致する行為をしてはならない。

(火船の隻数制限等)

第四十八条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用することができる火船(集漁を目的とする照明設備を備える船舶をいう。)の隻数は、同表中欄に定める数の範囲内であつて、一隻当たりの集魚を目的とする発電機の総設備容量は、それぞれ同表下欄に定める容量の範囲内であればならない。

| 漁業の種類 | 隻 数 | 総 設 備 容 量 |
|------------------------------|-----|--------------------------------|
| 中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン未満のものを除く。) | 三隻 | 十キロワット(三隻の場合は、一隻を七・五キロワットとする。) |
| 中型まき網漁業(船舶総トン数十五トン以上のものを除く。) | 三隻 | 七・五キロワット |
| 小型まき網漁業及びぬいきり網漁業 | 二隻 | 五キロワット |
| 敷網漁業(棒受網漁業を除く。) | 一 隻 | 十キロワット |
| 棒 受 網 漁 業 | 一 隻 | 十キロワット |
| そ の 他 の 漁 業 | 一 隻 | 五キロワット |

(小型機船及びき網漁業に係る船舶の総トン数等の制限)

第四十九条 小型機船及びき網漁業(機船手繰網漁業を除く。)には、次の表の上欄に掲げる区域においては、それぞれ同表下欄に掲げる総トン数及び馬力数をこえる船舶を使用してはならない。

| 区 域 | 総 ト ン 数 及 び 馬 力 数 |
|-------------------|-------------------|
| 東 部 海 域 | 五十トン |
| 東 部 海 域 以 外 の 海 域 | 三十トン 二十馬力 |

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第五十条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土

砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第十号による許可申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(試験研究等の適用除外)

第五十一条 第三十八条から第四十条まで及び第四十二条から第四十八条までの規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む)の供給(自給を含む)。(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第十一号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第十二号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

するときは、知事の許可を受けなければならない。

7 第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項に違反して当該試験研究等を行なつてはならない。

8 第二項から第四項までの規定は、第六項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第三十三条及び第三十四条の規定は、第一項の許可を受けた者にこれを準用する。

(許可船舶に対するてい泊命令及び検査)

第五十二条 知事は、漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることができる。漁業法第三百三十四条第一項の規定による検査を行なわせるときも同様とする。

2 前項前段の規定によるてい泊期間は、四十日をこえないものとし、同項後段の規定によるてい泊期間は、十日をこえないものとする。

3 知事は、第一項前段の規定による処分をしようとするときは、当該処分の手方にその旨を通知し、その者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

(船長等の乗組みの制限等)

第五十三条 知事は、漁業の許可に係る船舶につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、当

該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の乗組みの制限等をする場合にこれを準用する。

（無許可船舶に対するてい泊命令）

第五十四条 知事は、合理的に判断して船舶が漁業の許可を受けず、当該許可を要する漁業に使用された事実があると認める場合において、漁業取締上必要があると認めるときは、当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることが出来る。

2 前項の規定によるてい泊期間は、四十日をこえないものとする。

3 第五十二条第三項の規定は、第一項の命令をする場合にこれを準用する。

（無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等）

第五十五条 知事は、漁業取締上必要があると認めるときは、漁業の許可を受けず、当該許可を要する漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあることを認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定して、もつぱら当該漁業の用に供されるものと認められる漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることが出来る。

（停船命令）

第五十六条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査

又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることが出来る。

2 前項の停船命令には、次の各号に掲げる信号を用いるものとする。

一 昼間にあつては、様式第十三号による停船信号の旗を掲げ、又は約一秒の間隔をもつて、汽角、汽笛、その他の音響器により長声一発及び短声四発を連発するものとする。

二 夜間にあつては、約一秒の間隔をもつて、せん光により長光一せん及び短光四せんを連せんし、又は前号と同様の音響信号をするものとする。

3 前項において、「長声」又は「長光」とは約四秒から六秒までの音響又はせん光をいい、「短声」又は「短光」とは約一秒の音響又はせん光をいう。

（漁場又は漁具の標識に係る届出）

第五十七条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第五十八条 前条の標識に記載した事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくは損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（定置漁業等の漁具の標識）

第五十九条 定置漁業及びしらつけ漁業その他知事が別に定める漁業を

営む者は、漁具又はしらいらつけ漁業のつけ木の敷設中においては、昼間にあつては、様式第十四号による標識を、夜間にあつては、知事が別に定める標識を、当該漁具又はつけ木の見易い場所であつて水面上一・五メートル以上の高さに設置しておかなければならない。

2 知事は、前項の漁業又は標識を定めたときは、これを公示するものとする。

(はえなわ漁業及びさし網漁業の漁具の標識)

第六十条 はえなわ漁業及びさし網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中においては、幹なわ又は綱の両端に、水面上一・五メートル以上の高さの漁具標識をつけ、幹なわの中間に三百メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該漁具標識に、電灯その他見易い標識を掲げなければならない。

2 前条第一項及び前項の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(潜水器漁業の操業旗章)

第六十一条 潜水器漁業を営む者は、その操業中においては、方八十センチメートル以上の赤色布地による旗章を船上一メートル以上の高さに掲げておかなければならない。ただし、簡易潜水器を使用するものはこの限りでない。

第四章 罰 則

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条、第三十六条、第三十七条第一項、第三十八条から第四十

三条まで、第四十五条から第四十九条まで、第五十条第一項又は第五十一条第七項の規定に違反した者

二 第二十条、第三十条第一項、第五十条第三項又は第五十一条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第三十条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

四 第三十七条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第一項、第五十四条第一項又は第五十五条の規定による命令に違反した者

2 前項の犯罪に係る漁獲物、その製品、船舶及び漁具で犯人が所有し、又は所持するものは、没収することができる。

3 第一項の犯罪が行なわれた時犯人が所有していた前項の物件であつて同項の規定により没収することができないものについては、その価額を追徴することができる。

第六十三条 第三十三条(第五十一条第九項において準用する場合を含む。)第三十五条又は第四十四条の規定に違反した者は、科料に処する。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者その法人又は人の業務又は財産に関して、第六十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑又は科料を科する。

第六十五条 第十三条、第十四条、第十六条、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条(第五十一条第九項において準用する場合を含む。)又は第五十一条第五項の規定に違反した者は、二千元以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(鳥取県海面漁業調整規則等の廃止)
- 2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 鳥取県海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号。以下「旧海面漁業調整規則」という。)
 - 二 鳥取県小型機船底びき網漁業調整規則(昭和二十七年三月鳥取県規則第十六号。以下「旧小型機船底びき網漁業調整規則」という。)(経過措置)
- 3 旧海面漁業調整規則及び旧小型機船底びき網漁業調整規則(以下「旧規則」という。)の規定によりした許可その他の処分でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりした許可その他の処分とみなす。
- 4 旧小型機船底びき網漁業調整規則第三条に規定した地方名称及びけた網漁業は、第六条の規定による地方名称自家用餌料びき網漁業とみなす。
- 5 第三項の規定によりこの規則の規定によりしたものとみなされる漁業の許可の有効期間は、第十条の規定にかかわらず、この規則施行の日から三年をこえない期間内で知事が別に定める日に満了するものとする。
- 6 旧規則の規定により交付した許可証は、この規則の規定に基づいて交付したものとみなす。
- 7 この規則施行の際現にきすこぎ刺網漁業を営む者が、この規則施行の日から三十日を経過する日までに第九条の規定による許可の申請をした場合は、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間は、第八条の規定は適用しない。
- 8 旧小型機船底びき網漁業調整規則の規定によりした小型機船底びき網漁業の許可番号の表示は、この規則施行の日から三十日間は、第三十五条の規定により表示したものとみなす。
- 9 第三項の規定によりこの規則の規定により許可したものとみなされる小型機船底びき網漁業で当該許可に係る操業区域が東部海域以外の海域の全部又は一部であり、かつ、当該許可に係る船舶の総トン数が三トンをこえるものについての使用する船舶の総トン数の制限については、この規則施行の際現に使用する当該許可に係る船舶を当該漁業に使用することを廃止するまでの間は、第四十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別 表

| 漁 業 | 様 式 |
|---|--------|
| 小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業 | トリ打〇〇〇 |
| 小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業 | トリ自〇〇〇 |
| 小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業(第一種共同漁業の内容となり得る水産動物を目的とするものに限る。) | トリ手〇〇〇 |
| 上記以外の小型機船底びき網漁業 | トリ 〇〇〇 |

備 考

各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上、間隔は2.5センチメートル以上とする。

様式第1号

その1

代表者選定届

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから届け出ます。

記

代表者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称)

その2

代表者変更届

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したから届け出ます。

記

旧代表者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称)

新代表者 住 所
氏 名 (法人にあつては、名称)

様式第2号

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

〇〇漁業協同組合

理 事 氏 名 ㊟

年 月 日鳥取県告示第 号によつて公示された〇
〇第 号に係る漁業権について、別添のように〇〇漁業協同
組合〇〇第 号〇〇漁業権(入漁権)行使規則を制定した
いので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第3号

〇〇漁業免許申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

年 月 日鳥取県告示第 号によつて公示された共
(区、定)第 号漁業の免許を受けたいので、関係書類を
添えて申請します。

様式第4号

〇〇漁業許可(起業認可)申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

下記により〇〇漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 操業区域
- 3 漁獲物の種類
- 4 操業期間
- 5 漁業根拠地
- 6 漁具の種類、規模及び数
- 7 使用する船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力
- 8 火光を利用するものにあつては、電源の種類及び出力集魚灯の数及び光力
- 9 潜水器を利用するものにあつては、潜水器の種類、型式及び送気装置
- 10 魚群探知器の有無

様式第5号

20センチメートル

許可番号 第 号

〇 〇 漁 業 許 可 証

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 漁 業 種 類

2 操 業 区 域

3 操 業 期 間

4 船 舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力

5 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日

6 制限又は条件

年 月 日

鳥 取 県 知 事 図

25センチメートル

様式第6号

〇〇漁業許可内容変更許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により〇〇漁業の許可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁 業 種 類
- 2 許 可 番 号
- 3 許 可 年 月 日
- 4 変 更 し よ う と す る 事 項

| 項 目 | 現 在 の 許 可 の 内 容 | 変 更 し よ う と す る 内 容 |
|-----|-----------------|---------------------|
| | | |

- 5 変 更 し よ う と す る 時 期
- 6 変 更 し よ う と す る 理 由

様式第7号

〇〇漁業許可証書換交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

下記により〇〇漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁 業 種 類
- 2 許 可 番 号
- 3 許 可 年 月 日
- 4 書き換えようとする事項

| 項 目 | 現在の許可証記載事項 | 書き換えようとする内容 |
|-----|------------|-------------|
| | | |

- 5 書換えを必要とする理由

様式第8号

〇〇漁業許可証再交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊟

下記により〇〇漁業許可証の再交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁 業 種 類
- 2 許 可 番 号
- 3 許 可 年 月 日
- 4 再交付を必要とする理由

様式第9号

〇〇漁業起業の認可変更許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により〇〇漁業の起業の認可の変更について許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁 業 種 類
- 2 認可年月日及び指令番号
- 3 変更しようとする事項

| 項 目 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| | | |

- 4 変更しようとする時期
- 5 変更しようとする理由

様式第10号

岩 礁 破 碎 等 許 可 申 請 書

年 月 日

鳥 取 県 知 事

殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により岩礁破碎 (土砂採取、岩石採取) の許可を受けたいので、申請します。

記

1 目 的

2 漁業権の免許番号

3 区 域

4 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

5 補償の措置

6 その他参考事項

様式第11号

特別採捕許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事

殿

住 所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により特別採捕の許可を受けたいので、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
鳥取県海面漁業調整規則 第 条 第 項
- 3 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及び数量)
- 5 採捕の時間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

様式第12号

20センチメートル

許可番号 第 号

特 別 採 捕 許 可 証

住 所

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

- 1 適用除外の事項 鳥取県海面漁業調整規則 第 条 第 項
- 2 採捕する水産動植物の種類及び数量
- 3 採捕の区域
- 4 採捕の期間
- 5 使用漁具及び漁法
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用船舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数 トン
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 8 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 9 制限又は条件

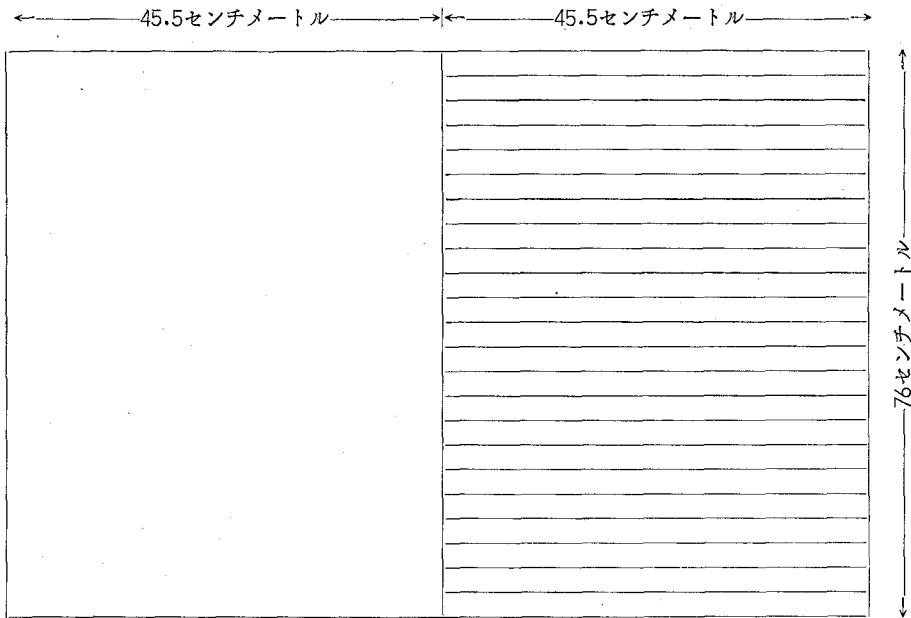
25センチメートル

年 月 日

鳥 取 県 知 事

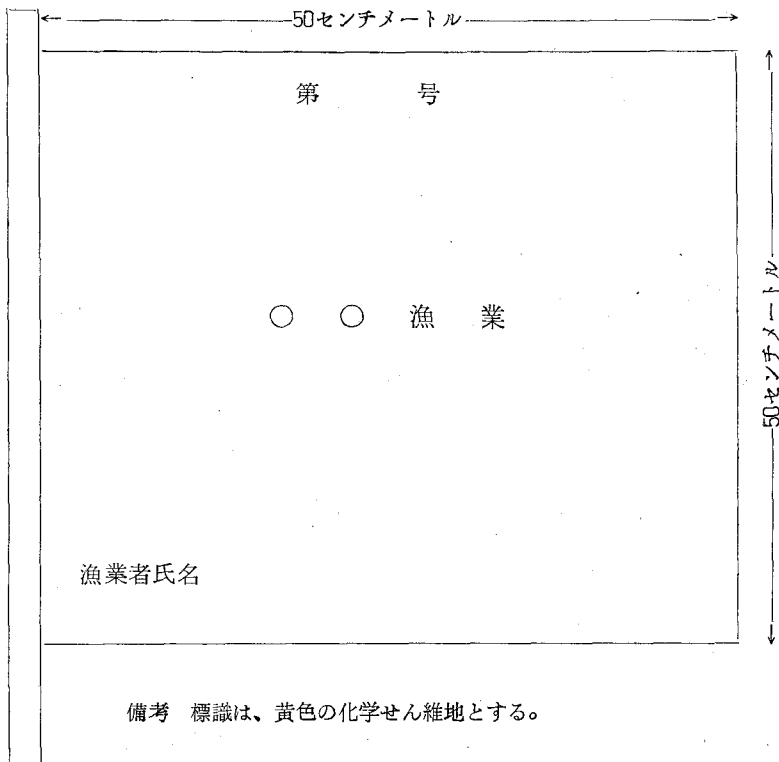
印

様式第13号



- 備考 1 横線の部分は、藍であり、その他の部分は、黄である。
 2 この旗は、万国船舶信号書に掲載の「K」旗（なんじは、直ちに停船せよ。）である。

様式第14号



備考 標識は、黄色の化学せん維地とする。

鳥取県内水面漁業調整規則をここに公布する。

昭和四十年九月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十七号

鳥取県内水面漁業調整規則

目 次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 水産動植物の採捕の許可(第八条―第二十一条)

第三章 漁業取締り及び水産資源の保護培養(第二十二条―第四十条)

条)

第四章 罰則(第四十一条―第四十四条)

附 則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十五條第一項及び水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四條第一項の規定に基づき、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養のため必要な事項を定め、並びに漁業法の規定により知事の権限とされている事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 この規則は、漁業法第八條第三項に規定する内水面に適用する。

(代表者の届出)

第三条 漁業法第五條第一項の規定による代表者の届出は、様式第一号による届書を知事に提出してしなければならない。

(漁業権行使規則等の認可の申請)

第四条 漁業法第八條第四項の規定による漁業権行使規則又は入漁権行使規則の認可を受けようとする者は、様式第二号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

認可を知事に申請しなければならない。

(漁業権の設定の免許の申請)

第五条 漁業法第十条の規定による漁業権の設定の免許の申請は、様式第三号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。

三号による免許申請書を知事に提出してしなければならない。

(遊漁規則の認可申請)

第六条 漁業法第二百九條第一項の規定による遊漁規則の認可又は同法同条第三項の規定による遊漁規則の変更の認可をうけようとする者は、様式第四号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

様式第四号による認可申請書により認可を知事に申請しなければならない。

い。

(申請又は届出の方法)

第七条 漁業法及びこの規則の規定により知事に申請し、又は届け出ようとする者は、県内に住所を有するものはその住所の所在する市町村の長を経由して、県外に住所を有するものはその住所の所在する都道府県の知事の副申書を添えて申請し、又は届け出なければならない。

知事の副申書を添えて申請し、又は届け出なければならない。

第二章 水産動植物の採捕の許可

(採捕の許可)

第八条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動植物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

とする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

ただし、漁業権若しくは入漁権に基づいて採捕する場合又は漁業法第二百九條第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

い。

一 刺 網(張網、建網、狩刺網及び流刺網を含む。)

二 敷 網

三 地びき網

い。

一 刺 網(張網、建網、狩刺網及び流刺網を含む。)

二 敷 網

三 地びき網

四 船びき網

五 えびこぎ網

六 手繰網

七 ふくろ網

八 投網 (千代川水系においてさく河性ますを採捕する場合に限る。)

九 えり又ははやな

(許可の申請)

第九条 前条の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、様式第五号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において必要があるときは、採捕の許可をどうかの判断に關し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(採捕の許可の有効期間)

第十条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見をきいて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(許可証の交付)

第十一条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に様式第六号による許可証を交付するものとする。

(採捕の許可の制限又は条件)

第十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要がある認めるときは、採捕の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(採捕の許可の内容の変更の許可)

第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動植物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)を変更しようとするときは、様式第七号による変更許可申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 第九条第二項の規定は、前項の変更許可申請書の提出があつた場合にこれを準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容である事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに様式第八号による書換え交付申請書により許可証の書換え交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに様式第九号による再交付申請書により許可証の再交付を知事に申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十六条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

一 第十三条第一項の許可をしたとき。

二 第十四条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十条第一項の規定により、採捕の許可について、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第十七条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかにその許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を附してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて設立した法人又は清算人が前二項の手続きをしなければならない。

(採捕の許可をしない場合)

第十八条 知事は、次の各号の一に掲げる場合は、採捕の許可をしないものとする。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき。

二 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるとき。

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見をきくとともに、当該申請者とその理由を文書をもつて通知し、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるものとする。

3 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見をきくものとする。

(採捕の許可の取消し)

第十九条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該

当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の許可を取り消す場合にこれを準用する。(漁業調整等のための採捕の許可の内容の変更等)

第二十条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可について、内容を変更し、制限若しくは条件を付け、当該許可を取り消し、又は水産動植物の採捕の停止を命ずることが出来る。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係る採捕の許可の全部について行なうことができる。

4 第十八条第二項の規定は、第一項又は第二項の処分をする場合にこれを準用する。

(採捕の許可の失効)

第二十一条 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、当該許可は、その効力を失う。

第三章 漁業取締り及び水産資源の保護培養

(許可証の携帯義務)

第二十二条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動植物の採捕をするときは、第十一条の許可証を自ら携帯し、又は従事者に携帯させなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第二十三条 採捕の許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(採捕の許可の内容に違反する採捕の禁止)

第二十四条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容に違反して水産動物を採捕してはならない。

(有害な物の遺棄又は漏せつの禁止)

第二十五条 水産動物植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の適用を受ける者については、適用しない。

(禁止期間)

第二十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

| 水産動物の種類 | 禁 止 期 間 |
|------------|-------------------------------|
| さく河性ます | 六月一日から十二月三十一日まで |
| いわな及びやまめ | 十月一日から十一月十日まで |
| かわます及びにじます | 十月一日から二月末日まで |
| あ | 二月一日から五月二十五日まで及び十月一日から十一月十日まで |
| ゆ | 十月一日から二月末日まで |

(全長の制限)

第二十七条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

| 水産動物の種類 | 大 小 |
|---------------------------|---|
| いわな、やまめ、にじます、かわます及びさく河性ます | 全長十五センチメートル以下 |
| う | 全長三十センチメートル以下 |
| こ | 全長十五センチメートル以下 |
| ふ | 全長十センチメートル以下 <small>(千代川、天神川及び日野川において採捕するものに限る。)</small> |

(卵の採捕の禁止)

第二十八条 さけ、さく河性ます、にじます又はかわますの放産した卵は、これを採捕してはならない。

(水産動物等の所持等の禁止)

第二十九条 前三条の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具又は漁法の禁止)

第三十条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動物植物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 瀬干漁法(川干)
- 三 はねかわ漁法
- 四 あゆ張網(掛網、張投げ又は網追いかけ)
- 五 う使漁法
- 六 びん漬(たらい漬を含む。)
- 七 ふなや漁法
- 八 あゆなぐり

| 漁具又は漁法の種類 | 区域 | | 罫 |
|----------------------------|-------|-------------------------|--|
| | 区 | 域 | |
| 地びき網 | 県下全河川 | 網目の大きさ六センチメートル以上 | 網目の長さ九十メートル、網巾六メートル以下。ただし、こい又はふなを採捕することを目的とする場合は、網の両端に、三十メートル以内であつて網目の大きさ十二センチメートル以上の抽網をつけることができる。 |
| | 県下全湖沼 | 〃 | |
| 船びき網 | 県下全湖沼 | 〃 | 〃 |
| | 〃 | 〃 | |
| 手繰網 | 全県内水面 | 網屑の長さ五十四メートル網巾一・九メートル以下 | 〃 |
| | 〃 | 〃 | |
| 石がま内において使用する網 | 全県内水面 | 網目の大きさ三センチメートル以上 | 〃 |
| | 〃 | 〃 | |
| ろ川又は寄場使用する投網 | 全県内水面 | 網目の大きさ二センチメートル以上 | 〃 |
| | 〃 | 〃 | |
| わかさぎ、ぼら又はせいを採捕することを目的とする刺網 | 全県内水面 | 網目の大きさ三・六センチメートル以上 | 〃 |
| | 〃 | 〃 | |

九 鉄鉋やす
 十 いたち川漁法
 十一 火光その他の照明を利用する投網（天神川及び同支流において採捕する場合に限る。）
 十二 上り瀬又は下り瀬
 十三 張待網（東郷池におけるつつきを含む。）
 十四 水中において照明を利用してする漁法
 （漁具又は漁法の制限）
 第三十一条 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合にあつては、当該漁具又は漁法は、同表中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならない。

| 河川及び湖沼の名称 | 禁止区域 | 禁止期間 | | | |
|-----------|--|-----------------|---|---|-------------------------|
| | | | 網 | 小だも | 中だも |
| 千代川 | 八頭郡智頭町大字市瀬笹ケ山川における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域 | 一月一日から十二月三十一日まで | 口前弓形部（方言やま）の高さ一・二メートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。 | 口前弓形部（方言やま）の高さ一・二メートル以下。ただし、「かえり」をつけてはならない。 | 口前弓形部（方言やま）の高さ一・二メートル以上 |
| | | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 八頭郡智頭町大字市瀬関屋におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流四十メートルの区域 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 八頭郡用瀬町大字安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流六十メートルの区域 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流二十メートル、下流百五十メートルの区域 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| | | | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 鳥取市叶における源太橋上流端から上流百メートル、下流千五百メートルの区域 | 十一月一日から十一月十日まで | 〃 | 〃 | 〃 |
| | | | 〃 | 〃 | 〃 |

（禁止区域及び禁止期間）
 第三十二条 次の表の上欄に掲げる河川又は湖沼で、同表中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、水産動植物を採捕してはならない。

| | | |
|-----|---|---------------------|
| 日野川 | 八頭郡智頭町上場かんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 八頭郡智頭町鳥の巣かんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流五十メートルの区域 | 二月一日から 七月三十一日まで |
| | 鳥取市秋里地内湖止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 八頭郡河原町八日市かんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| 天神川 | 八頭郡船岡町破岩字島下かんがい用えん堤上流端から上流二十メートル、下流四十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 八頭郡河原町大字渡一本大井手かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 東伯郡三朝町大字大柿字東塚における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| 日野川 | 倉吉市上余戸における郡山えん堤下流端から下流二十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流三十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 東伯郡北条町江北天神森えん堤下流端から下流五十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| | 倉吉市三朝寺北条用水えん堤下流端から下流二十メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |

| | | |
|------|--|-------------------------------|
| 東郷池尻 | 東伯郡羽合町大字橋津字拾屋敷三九四(東郷池尻右岸)と同地点から二百七十六度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| 日野川尻 | 米子市皆生字中野浪新田八六二ノ二(日野川本流左岸)と同地点から百十度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域 | 二月一日から六月三十日まで及び十一月一日から十一月十日まで |
| 天神川尻 | 東伯郡羽合町大字長瀬字四の浜根荒神二、六二二ノ一(原野地先(天神川本流右岸)と同地点から二百六十度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域 | 二月一日から六月三十日まで及び十一月一日から十一月十日まで |
| 東郷池 | 東伯郡東郷町における東郷川河口から上流百八十メートルの区域 | 一月一日から 三月三十一日まで |
| 湖山池 | 鳥取市金沢における長柄川河口から上流五百メートル及び同河口から右岸百五十メートル、左岸五十メートルの間の沖合百メートルの区域 | 一月一日から 十二月三十一日まで |
| 東郷池尻 | 鳥取市金沢志魂碑から宇田川尻の枝川の突端を結ぶ線以内の区域 | 二月一日から六月三十日まで及び十一月一日から十一月十日まで |
| | 西伯郡岸本町大字大股におけるかんがい用えん堤(豊田えん堤)上流端から上流二十メートル、下流百五十メートルの区域 | 五月三十一日まで |
| 東郷池尻 | 米子市大字古豊千における鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流三十六メートル、下流三百六十メートルの区域 | 九月三十日まで |
| 東郷池尻 | 西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五十石えん堤)上流端から上流三十メートル、下流百五十メートルの区域 | 一月一日から 五月三十一日まで |

第三十三条 次の表の上欄に掲げる禁止区域においては、同表中欄に掲げる期間は、それぞれ同表下欄に掲げる水産動植物を採捕してはならない。

| 禁止区域 | 禁止期間 | 水産動植物の種類 |
|------|--------------------------------------|----------|
| 湖山池 | 十二月一日から翌年四月九日まで(小だも又は中だもを使用して採捕する場合) | ぬかえび |
| | 十二月一日から翌年七月三十一日まで(大だもを使用して採捕する場合) | ぬかえび |
| | 四月一日から七月三十一日まで | 藻類 |
| 東郷池 | 五月十五日から七月十五日まで | こい及びふな |
| | 五月十五日から七月十五日まで | こい及びふな |

(河口附近における採捕の制限)

第三十四条 次の表の第一欄に掲げる河川で、同表第二欄に掲げる区域においては、同表第三欄に掲げる漁具又は漁法により、それぞれ同表第四欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

| 河川の名 | 区域 | 禁止漁具又は漁法 | 水産動物の種類 |
|------|--------------------------------------|-------------|--------------------|
| 千代川 | 千代川と湖山川の合流点の導流えん堤突端から四十二度の線同線から下流の区域 | 手釣及び竿釣以外の漁具 | こい、ふな、あゆ、うなぎ又はにじます |
| 湖山川 | 鳥取市湖山町と鳥取市賀露町の境界線から下流の区域 | 手釣及び竿釣以外の漁具 | こい、ふな、うなぎ又はわかさぎ |

(昼間の採捕の禁止)

第三十五条 次の表の上欄に掲げる漁法により、同表下欄に掲げる期間

は、日の出から日没までの間、水生動物の採捕をしてはならない。

| 漁法 | 禁止期間 |
|---------|-------------------------------|
| うなぎ船びき網 | 六月一日から十月三十一日まで(湖山池におけるものに限る。) |

(砂れきの採取禁止)

第三十六条 第三十二条に掲げる区域内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合において、河川管理者の許可を受けてするときは、この限りでない。

(さく河魚類の通路の遮断の制限)

第三十七条 さく河魚類の通路を遮断して水産物の採捕を行なう場合には、水面幅の三分の一以上の範囲の魚道を開けておかなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第三十八条 第二十六条から第三十五条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第十号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第十一号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第一項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付け

ることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なつてはならない。

7 第一項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第二十二条及び第二十三条の規定は、第一項の許可を受けた者にこれを準用する。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第三十九条 漁業法第七十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、当該標識を建設し、又は設置したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第四十条 前条の標識に記載した事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

第四章 罰 則

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役若しくは一

万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条から第三十七

条まで又は第三十八条第六項の規定に違反した者

二 第十二条、第二十条第一項又は第三十八条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第二十条第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

四 第二十五条第二項の規定による命令に違反した者

2 前項の犯罪に係る漁護物、その製品、船舶及び漁具で犯人が所有し、又は所持するものは、没収することができる。

3 第一項の犯罪が行なわれた時、犯人が所有していた前項の物件であつて同項の規定により没収することができないものについては、その価格を追徴することができる。

第四十二条 第二十二条(第三十八条第九項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、科料に処する。

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、第四十一条又は前条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料を科する。

第四十四条 第十四条、第十五条、第十七条第一項若しくは第二項、第二十三条(第三十八条第九項において準用する場合を含む。)又は第三十八条第五項の規定に違反した者は、二千元以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県内水面漁業調整規則の廃止)

2 鳥取県内水面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第八十号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則による廃止前の鳥取県内水面漁業調整規則(以下「旧規則」という。)の規定によりした許可その他の処分でこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりした許可その他の処分とみなす。

4 旧規則の規定により交付した許可証は、この規則の規定に基づいて交付したものとみなす。

5 この規則施行の際現に張網(こい張網を除く。)又は地びき網(さく河性ますを目的とするものを除く。)により水産動植物を採捕している者については、この規則施行の日から三月間に限り、第八条の規定は適用しない。

6 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1号
その1

代 表 者 選 定 届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

下記のとおり〇〇漁業に係る共同申請の代表者を選定したから届け出ます。

記

代 表 者 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称)

その2

代 表 者 変 更 届

年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊦

下記のとおり 年 月 日付け届出の〇〇漁業に係る共同申請の代表者を変更したから、届け出ます。

記

旧代表者 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称)

新代表者 住 所

氏 名 (法人にあつては、名称)

様式第2号

漁業権(入漁権)行使規則認可申請書

年 月 日

鳥取県知事殿

住 所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)◎

年 月 日鳥取県告示第 号によつて公示された〇〇第 号
に係る漁業権について 別添のように〇〇第 号〇〇〇漁業権(入漁権)行使
規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第3号

〇〇漁業権免許申請書

年 月 日

鳥取県知事殿

住 所

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)◎

年 月 日鳥取県告示第 号によつて公示された共(区、定)
第 号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

様式第4号

遊漁規則(変更)認可申請書

年 月 日

鳥取県知事殿

住 所

〇〇漁業協同組合

理 事 氏 名 ㊤

年 月 日鳥取県告示第〇号によつて公示された内共第〇号に係る第5種共同漁業権について、別添のように〇〇漁業協同組合内共第〇号第5種共同漁業権遊漁規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

様式第5号

〇〇(網)による採捕許可申請書

年 月 日

鳥取県知事殿

住 所

氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)㊤

下記により水産動植物採捕の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕区域
- 3 採捕する水産動物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具の規模及び構造
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 船舶総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第6号

20センチメートル

許可番号 第 号

〇〇(網)による採捕許可証

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

25センチメートル

1 採捕の種類

2 採捕区域

3 採捕期間

4 採捕に従事する者の住所及び氏名

5 船 舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

6 許可の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

7 制限又は条件

年 月 日

鳥取県知事 印

様式第7号

〇〇(網)による採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

鳥取県知事殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により〇〇(網)による採捕の許可の変更について許可を受けたいので、申請
 します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

| 項 目 | 現在の許可の内容 | 変更しようとする内容 |
|-----|----------|------------|
| | | |

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

様式第8号

〇〇(網)による採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により〇〇網による採捕許可証の書換交付を受けたいので申請します。

記

- 1 採 捕 の 種 類
- 2 許 可 番 号
- 3 許 可 年 月 日
- 4 書 換 え よ う と す る 事 項

| 項 目 | 現在の許可証記載事項 | 書換えようとする内容 |
|-----|------------|------------|
| | | |

- 5 書換えを必要とする理由

00941

様式第9号

〇〇(網)による採捕許可証再交付申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により〇〇(網)による採捕許可証の再交付を受けたいので申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 再交付を必要とする理由

様式第10号

特別採捕許可申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ㊤

下記により特別採捕の許可を受けたいので申請します。

記

- 1 目 的
- 2 適用除外の許可を必要とする事項
鳥取県内水面漁業調整規則第 条第 項
- 3 使 用 船 舶
 - (1) 船 名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
 - (5) 所有者氏名
- 4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量 (種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- 5 採捕の期間
- 6 採捕の区域
- 7 使用漁具及び漁法
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

様式第11号

20センチメートル

許可番号第 号

特 別 採 捕 許 可 証

住 所

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の
氏名)

1. 適用除外の事項

鳥取県内水面漁業調整規則第 条第 項

2. 採捕する水産動植物の種類及び数量

3. 採捕の区域

4. 採捕の期間

5. 使用漁具及び漁法

6. 採捕に従事する者の住所及び氏名

7. 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

8. 許可期間

年 月 日から 年 月 日まで

9. 制限又は条件

年 月 日

鳥 取 県 知 事 印

25センチメートル